

1. 宅地内排水設備の申請時の注意点について

事前調査・計画について

- ① 事前に他の埋設物の調査・確認を行い、現場でトラブルが無いように調整すること。また、調査結果を道路占用許可申請書に反映し情報を管理者に提供すること。特に道路管理者から復旧範囲の修正が多く指摘されています。舗装の既設絶縁線等の状況をよく確認し、舗装復旧範囲を調整して下さい。
- ② 申請は必ず時間に余裕をもって工事着手前に提出し、確認書交付後に着手すること。
- ③ 将来的な維持管理を考慮して、清掃や修繕等が容易にできること。

設計の基本条件

- ① 室内配管と公共ますの接続は三方向合流ますを利用し、公共ますと宅内配管との高低差はドロップまで調整を行うこと。
- ② 便所から汚水が流入する各合流ますには、逆流防止のため 90° 合流を使用せず、 45° 等の鋭角に合流する 3cm 段差が付いたますを使用すること。ただし、ストレートで下流方向に合流する場合は 3cm 段差が付いた 90° 合流ますを使用しても構わない。
- ③ 配管の勾配については基準を 20% とし、「下水道ハンドブック」にも記載されている技術基準第 10 条の内径と勾配の範囲から逸脱しないこと。
- ④ ダブルトラップをさけるため、必ず宅内器具の事前確認を行うこと。
- ⑤ 空調機等のドレン排水は原則として汚水接続をすること。
- ⑥ 指定工事店が施工する下水道配管は全て記載すること。(雨水、除害施設等)
- ⑦ 取付管及び公共汚水ますを施工する際、他の埋設物との離隔を 30cm 以上とすること。(現場施工時に近接することが分かった場合は埋戻し前に離隔が 30cm 以上とれていることが確認できるようにスケールを添えて写真撮影をすること。)
- ⑧ 雨水設備の排水先については原則、近接する側溝に 1 箇所認められるため、複数箇所への排水については側溝の管理者と事前に協議をして設計すること。
- ⑨ 配管は最短距離で計画し、余分な配管やますを設置しないこと。

設計図の記載について

- ① 基本、書面上側を北として前面道路、申請地、建物（間取り含む）を記載し、階に排水設備が無くても記載すること。
- ② 汚水は赤色、雨水は緑色とし、新設管は実線、既設管は破線として記載する。
- ③ 雨水、地下水、雪どけ水、その他の自然水は原則として雨水設備で排水すること。また、周囲からの雨水の混入があるような屋外洗い場等の排水も雨水設備で排水すること。それ以外（冷却水、ドレン排水等含）は汚水設備で排水すること。
- ④ 水道メータの位置を記載すること。
- ⑤ 縦断面図では、ドロップや段差ます等入りと出の差があるますは、管底高とます深を 2 段書きし、段差が分かるようにすること。
- ⑥ 平面図と縦断面図の記載に誤差が生じないようにセンチメートル単位、若しくはミリメートル単位に統一すること。

- ⑦ 勾配は設計した図面で計算して算出すること。(20%と記載するだけではダメ。)
- ⑧ 計画敷地内に雨水貯留施設が設置されている場合は、その位置及び排水経路を記載すること。

申請書類の提出について

- ① 申請1件ごとに「排水設備受付簿」で受付を行うこと。申請書の再提出時も受付を行うことを忘れないこと。
- ② 複数の申請を同時に提出する場合は必ず、設置場所ごとに書類をまとめて提出すること。
- ③ 書類に不足・不備がある場合、(祝祭日、振替休日がない場合は)受付簿に記載された連絡先もしくは、指定工事店代表電話に連絡するので、すみやかに書類の修正等をすること。
- ④ 道路占用許可申請及び道路使用許可申請書については確認書交付後に道路管理者等に提出するので、占用書類に不足・不備がある場合は迅速な対応を心がけること。
- ⑤ 道路占用許可申請書及び道路使用許可申請書については、添付書類をセットした状態で提出すること。
- ⑥ 申請から排水設備等計画確認書及び公共汚水ます設置依頼書が発行されるまでに2週間程度、そこから市道占用・使用的許可がおりるまでに4週間程度、国県道占用・使用的許可がおりるのに2か月程度かかるので施工予定日に対して余裕をもって申請すること。
- ⑦ 提出する申請等の様式は、提出時に本市のウェブサイトに掲載されている最新のものとして下さい。最新の様式でないものは、再提出をしていただくことがありますので、注意して下さい。
- ⑧ 様式によっては、押印が不要となっているものもありますので、確認して下さい。

住宅以外の申請について

- ① 建物用途によって特定施設に該当する場合があるので、事前に水道工務課と協議を行うこと。
- ② 排水予定の水質によっては、公共下水道に排水出来ないので、必要な除害施設等で処理してから排水する計画をすること。

宅地内排水設備工事関係申請時の提出書類について

必ず提出する書類

- ・排水設備等計画確認申請書（両面）
- ・排水設備等完了届（両面）
- ・委任状
- ・土地整理図の写し（公図）
- ・登記事項要約書

浄化槽からの切替えや増改築等で既設管等を利用するのに必要な書類

（取付管及び公共污水ますは除く）

- ・既設排水管及び污水ますの利用届出書

公共ます（及び取付管）を設置するときに必要な書類

- ・公共污水ます設置申請書
- ・公共污水ます等設置工事届
 - （・道路占用許可申請書）
 - （・道路使用許可申請書）

公共下水道供用開始区域外から汚水流入をするときに必要な書類

（事前に水道工務課と協議が必要）

- ・物件設置許可申請書
- ・公共污水ます等設置工事届
- ・道路占用許可申請書
- ・道路使用許可申請書

道路占用許可申請書の添付書類（各2部）

- ・位置図
- ・迂回路図（通行止の場合4部）
- ・土地整理図の写し（公図）
- ・平面図
- ・構造等の詳細図
- ・縦断面図
- ・工事仕様書
- ・保安設備図
- ・現場写真
- ・舗装復旧図

道路使用許可申請書の添付書類（各2部）

- ・位置図
- ・保安設備図
- ・平面図
- ・迂回路図（通行止の場合）